

# さくらの里・居宅介護支援事業運営規程

社会福祉法人心の会

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人心の会が設置運営するさくらの里（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要介護者のアセスメント、居宅サービス計画策定、サービスのモニタリングと評価等の介護支援を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 利用者の意思を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定に事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行う。公正中立の観点から、当事業所の居宅サービス計画書の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙（各サービスの利用割合）にて作成し、利用者に提供する。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 さくらの里
- 2 所在地 横須賀市小矢部四丁目19番4号

## (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(令和7年4月1日現在)

- 1 管理者 常勤、兼務 1名  
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- 2 介護支援専門員 常勤、専従 2名 常勤、兼務 1名  
非常勤、専従 1名

介護支援専門員は、下記の居宅介護支援の提供にあたる。

- ①在宅で生活をしている要介護者が、日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者からの依頼を受けて、利用する居宅サービス等の種類や内容等を定めた計画（居宅サービス計画）を作成する。
- ②介護サービス計画に基づき、居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供を行う。
- ③要介護者が介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行う。

## (営業日及び営業時間)

第5条 本事業の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日 週のうち月曜日から金曜日までを営業日とする。
- 2 休業日 土曜日、日曜日、祝日、及び12月29日から1月3日まで。
- 3 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(介護報酬)

第6条 居宅介護支援の介護報酬は次の通りとする。

| 項 目             | 単位数（一ヶ月当り） | 介護報酬（一ヶ月当り） |
|-----------------|------------|-------------|
| 居宅介護支援費（Ⅰ）      |            |             |
| 要介護1・2          | 1,086単位    | 11,772円     |
| 要介護3・4・5        | 1,411単位    | 15,295円     |
| 特定事業所加算（Ⅲ）      | 323単位      | 3,501円      |
| 入院時情報連携加算（Ⅰ）    | 250単位      | 2,710円      |
| 入院時情報連携加算（Ⅱ）    | 200単位      | 2,168円      |
| 退院・退所加算（Ⅰ）イ     | 450単位      | 4,878円      |
| 退院・退所加算（Ⅰ）ロ     | 600単位      | 6,504円      |
| 退院・退所加算（Ⅱ）イ     | 600単位      | 6,504円      |
| 退院・退所加算（Ⅱ）ロ     | 750単位      | 8,130円      |
| 退院・退所加算（Ⅲ）      | 900単位      | 9,756円      |
| 緊急時等居宅カンファレンス加算 | 200単位      | 2,168円      |
| 初回加算            | 300単位      | 3,252円      |
| ターミナルケアマネジメント加算 | 400単位      | 4,336円      |

- 2 1単位数＝10,84円で計算する。

(居宅介護支援の内容及び利用料等)

第7条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、第6条で定めるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はないものとする。

- 2 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における居宅サービス事業所等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供する。居宅サービス計画を作成すると共に、当該居宅サービス計画を利用者及びサービス事業者に交付する。適正な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜を提供する。課題の分析について使用する課題分析の方法は、当事業所独自の方式等を用いる。
- 3 事業所の介護支援専門員は、利用者の意思に基づき、居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業者について、複数の事業者の紹介を求めることができることや、位置付けた理由を求めることができることを説明する。
- 4 介護支援専門員は、居宅サービス計画において、通常の居宅サービス計画よりかけ離れた回数の訪問介護（生活援助中心型）を位置付ける場合には、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出るものとする。
- 5 介護支援専門員は、利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう、利用者又はその家族に説明する。

- 6 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」）する。モニタリングの結果については、その都度記録する。
- 7 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所で開催し、担当者から意見を求めるものとする。
- 8 介護支援専門員は、居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅又は事業所の相談室において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うと共に、相談に応じることとする。
- 9 介護支援専門員が通常の事業の実施地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費の支払いを受ける。公共交通機関の場合は通常の事業の実施地域をこえる地点から実費、車両使用の場合も通常の事業の実施地域をこえる地点から1 km 15 円にて計算、駐車場代は通常の事業の実施地域外の場合実費とする。高速道路代については、通常の事業の実施地域をこえる地点から実費とする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、横須賀市、三浦市、葉山町の区域とする。

（虐待防止）

第9条 事業所においては、理由の如何によらず、利用者に対する虐待、及び虐待に類する行為は一切禁止する。

- 2 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。
  - 1 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員等に周知徹底を図る。
  - 2 虐待防止のための指針を整備する。
  - 3 介護支援専門員等に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
  - 4 前3項目に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 3 職員が利用者に対する虐待を行った場合は、当該職員を厳しく処罰する。
- 4 事業所長は、職員に虐待禁止の研修教育を徹底すると共に、虐待行為が行われないよう適切に職員を監督するものとする。

（業務継続計画の策定）

- 第10条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
  - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理）

第11条 指定居宅介護支援を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。
  - ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を6月に1回以上開催すると

ともに、その結果について、介護支援専門員等に周知徹底を図る。

② 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(個人情報の保護、秘密保持等)

第12条 利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情・相談処理)

第13条 利用者及びその家族からの苦情・相談に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第14条 介護支援専門員は、居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医または医療機関及び代理人又は家族への連絡を行うなどの必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応方法)

第15条 利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 前項の事故の状況及び事故に際してとった措置については、記録するものとする。

(24時間連絡体制)

第16条 24時間連絡が可能な体制をとるために、介護支援専門員は、交替で連絡用携帯電話（080-5020-2995）を所持する。

(身体拘束の廃止について)

第17条 事業所においては、利用者の生命、安全の確保のためにやむを得ない場合を除き、利用者の拘束、及び拘束に類する行為は一切行わないものとする。

2 利用者の生命、安全の確保のためにやむを得ず拘束を行う場合は、虐待・身体拘束防止委員会で検討を行い、利用者の家族に事情を説明し、同意を得るものとする。

3 上記の事情により拘束等を行った場合は、拘束等の理由、方法、場所、時間、利用者の様子、対応を記録するものとする。

4 一日でも早く拘束等を解消するための検討、観察を行い、拘束等が必要な事情が解消された場合は、速やかに拘束等を中止するものとする。

5 事業所の職員は、拘束等に関する外部研修を受講するものとする。

(損害賠償)

第18条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

(その他運営についての留意事項)

第19条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1 採用時研修 採用後1ヶ月以内

2 継続研修 年2回

2 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人心の会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年 4月1日から施行する。

平成12年 4月1日制定

平成13年10月1日改定

平成13年 6月1日改定

平成14年 1月1日改定

平成14年11月1日改定

平成15年 1月1日改定

平成16年 9月1日改定

平成21年 5月1日改定

平成25年 4月1日改定

平成26年 2月1日改定

平成27年 4月1日改定

平成28年 4月1日改定

平成28年 9月1日改定

平成29年 5月1日改定

平成30年 4月1日改定

平成31年 4月1日改定

令和 元年10月1日改定

令和 2年 2月1日改定

令和 3年 4月1日改定

令和 3年10月1日改定

令和 6年 4月1日改定

令和 6年12月1日改定

令和 7年 4月1日改定